## リース資産の計上誤り

対象受検 機関		検出事項	是正を求める事項	措置の内容
大高等学校	におけるリース しなければなら また、リース		横出事項について、速やかに公有財産台帳システムへリース資産として登録するとともに、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (5) リース資産 ファイナンス・リース取引(重要性の乏しいものを除く。)におけるリース資産を計上する。 【大阪府財務諸表作成基準の注解】 第15条 第5号関係 (1) ファイナンス・リース取引は、複数年の賃貸借契約を締結するもののうち、法第214条に規定する債務負担行為を設定するもの等、リース期間とリース料を設定し、かつ、実質的に中途解約を禁止した契約をいう。 (2) 重要性の乏しいものとは、リース期間が1年以内のリース取引又はリース契約1件あたりのリース料総額(維持管理費相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額(維持管理費相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる)が300万円以下のリース取引をいう。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (その他の資産) 第20条 財産以外で作成基準に規定する次の各号に掲げる資産については、部局長等がそれぞれ、システムを利用して管理するものとする。また、その取得・管理・処分については、別に定めがある場合を除き、部局長等がそれぞれ、以下の方法により取り扱うものとする。 (1) リース資産ア 作成基準第15条第5号に規定する固定資産をいう。	アクティブラーニングルーム整備事業に伴う機器等の賃借のリース資産について、公園を行った。今後は、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事発防止に努める。

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年12月15日)